

東串良町衛生自治団体連合会家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 生ごみの減量化及び堆肥化を推進するために一般家庭に設置する家庭用電動生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の購入に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

1. 一般家庭で使用するために市販の処理機を購入した者で、町内に住所を有し、かつ、居住している者。
2. 本人又は、同一世帯に属する他の者が、東串良町衛生自治団体連合会会員であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、処理機の購入金額（中古品、工事費、配達料、その他処理機本体以外のものに係る金額を除く。）1機あたり3万円（2分の1に相当する額で最高3万円の限度額）を補助する。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に補助金交付申請書（別紙様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、東串良町衛生自治団体連合会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

1. 領収書及び保証書
2. その他会長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第5条 会長は、前条の規定により補助金交付が適当であると認めた場合は、補助金交付決定通知書（別紙様式2号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 補助金交付決定通知を受けた者は補助金交付請求書（別紙様式3号）を会長に提出し、会長は速やかに補助金の交付をするものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 会長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する時は、補助金交付決定を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることが出来る。

1. 提出書類の虚偽記載があった時
2. その他不正な行為があった時

(補 則)

第8条 この要領に定めるものの外、この要領の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成13年10月1日より施行し、平成13年4月1日より適用する。
この要領は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。